

# 感震ブレーカー設置促進事業 申請の手引き 令和8年度

密集市街地の、地震時における電気火災リスクの低減と地域防災力の向上防災性の向上を図るため、対象地域内の住宅に対し感震ブレーカーの設置に要する費用の一部を補助する制度です。

## 申請受付期間

交付申請期間:令和8年4月1日～令和8年12月28日

完了報告期限:令和9年2月26日まで

補助金請求期限:令和9年4月30日まで

交付申請  
(12月28日まで)

交付決定

工事期間

完了報告  
(2月26日まで)

補助金額  
確定

補助金請求  
(4月30日まで)

## 申請にあたっての注意事項

- ・補助金の交付申請前に工事契約をした場合は、原則補助金を申請することができません。(交付申請前に契約をした場合であっても、工事着手までに十分な期間がある場合は申請できる場合がありますので、ご相談ください。)
- ・交付申請後、大阪市の補助金交付決定通知を受けて、工事契約及び工事着手が可能となりますので、工事着手予定日の30日前までに申請してください。
- ・補助金については、予算の範囲内の額になります。申請状況によっては、交付申請書の提出期限までに申請の受付を締め切ることがありますので、ご了承ください。
- ・手続きには時間がかかります。お早めにご相談ください。
- ・詳細については大阪市ホームページにも掲載しておりますのでご確認ください。

申請様式は、ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.Osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000669809.html>

## お問い合わせ・受付窓口

大阪市都市整備局住環境整備課密集市街地整備グループ  
大阪市北区中之島 1-3-20(大阪市役所 7階)  
TEL.06(6208)9233

大阪市都市整備局生野南部事務所  
大阪市生野区勝山南 3-1-19(生野区役所5階)  
TEL.06(6717)8266

感震ブレーカーを設置する建物は、対象地区内にありますか？

## 対象地区

区名	町丁名
東成区	東小橋3丁目 (15～20番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))
生野区	勝山北3～5丁目、鶴橋1～2丁目、中川西2～3丁目 桃谷2丁目 (5番の一部(生玉片江線以北)、桃谷3～5丁目)
天王寺区	下味原町、東上町



感震ブレーカーを設置する建物は、木造等の住宅ですか？

- ・木造等・・・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造以外の建物
- ・住宅・・・戸建て住宅・共同住宅(賃貸住宅)

申請者は建物所有者又は建物居住者ですか？

- ・建物所有者・・・戸建て住宅・共同住宅を所有している方。
- ・建物居住者・・・賃貸住宅に居住している方。(建物所有者の同意が必要になります。)

## 設置する感震ブレーカーは、対象の感震ブレーカーですか？

### 対象となる感震ブレーカーの種類

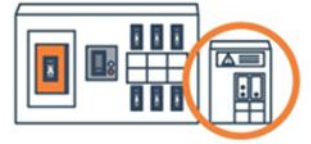
#### 分電盤タイプ(内蔵型)

分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。



#### 分電盤タイプ(後付型)

分電盤に感電機能を外付けするタイプで、センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。



種類	補助率	補助上限額	求める性能
分電盤タイプ (内蔵型・後付型)	設置費用 の <b>2/3</b>	最大 <b>7</b> 万円	(一社)日本配線システム工業会 感震機能付住宅用分電盤 ( <b>JWDS0007付2</b> )の規格で定める 構造及び機能を有するもの

(一社)日本配線システム工業会

<https://www.jewa-hp.jp/homepanel/index.html#highfunction>

## 感震ブレーカー設置工事の契約前ですか？

・補助金の申請前に工事契約をした場合は、原則補助金を申請することができません。  
(申請前に契約をした場合であっても、工事着手までに十分な期間がある場合は申請できる場合がありますので、ご相談ください。)

交付申請

交付決定

工事期間

完了報告

補助金額  
確定

補助金請求

## 交付申請

<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書	・様式1
<input type="checkbox"/>	現況写真	・建物の外観写真 ・感震ブレーカー設置前の既設分電盤の写真
<input type="checkbox"/>	見積書	・設置予定金額、設置する感震ブレーカーの品番が明記されたもの
<input type="checkbox"/>	誓約書	・様式1-5
<input type="checkbox"/>	委任状(代理人)	(手続きを代理人に委任する場合)
☆申請者が建物所有者の場合		
<input type="checkbox"/>	固定資産(家屋)評価証明書等	・建物所有者の氏名、所在地、構造、用途(種類)が明記されたもの
☆申請者が建物居住者の場合		
<input type="checkbox"/>	承諾書	様式1-4
<input type="checkbox"/>	住民票等	・居住地が明記されたもの
<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書等	・建物所有者及び建物居住者(申請者)の氏名、所在地、構造、用途が明記されたもの
☆申請者が建物所有者の一親等の場合		
<input type="checkbox"/>	承諾書	様式1-4
<input type="checkbox"/>	固定資産(家屋)評価証明書等	・建物所有者の氏名、所在地、構造、用途が明記されたもの

☆大阪市担当者が、現地確認を行う場合がありますのでご了承ください。☆

(様式1)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

補助事業者

住所 大阪市北区中之島1丁目3番20号

(法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地)

氏名 大阪 太郎

(法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名)

電話番号 ××-××××-××××

補助金交付申請書

大阪市感震ブレイカー設置促進事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 目的 地震時における電気火災リスクの低減、地域防災力の向上を図る

2 補助事業者 建物所有者  
建物所有者から承諾を得た建物居住者  
建物所有者から承諾を得たその配偶者又は一親等内の親族

・集合住宅の場合は建物名称・部屋番号までご記入ください。

3 実施建物所在地 (住居表示) 大阪市 〇〇 区 〇〇〇〇 ×××

4 事業期間  
 工事契約日または工事契約予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
 工事着手予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
 事業完了予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

・申請から交付決定まで30日の日数がかかります。  
 ・既に工事契約がお済の場合は、交付決定後に着手していただくこととなりますのでご注意ください。

5 事業内容  
 設置種別 既設分電盤を取替え 既設分電盤に取付け  
 メーカー名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
 製品・品番名 〇〇〇〇 ××××

6 交付申請額及び額の算出の基礎

A	B	C	D	E
補助対象経費 見積金額 (税抜)	補助率	基礎額 A×B (千円未満切捨)	上限額	申請額 CとDの低い方
90,000 円	2/3	60,000 円	70,000 円	60,000 円

交付申請

交付決定

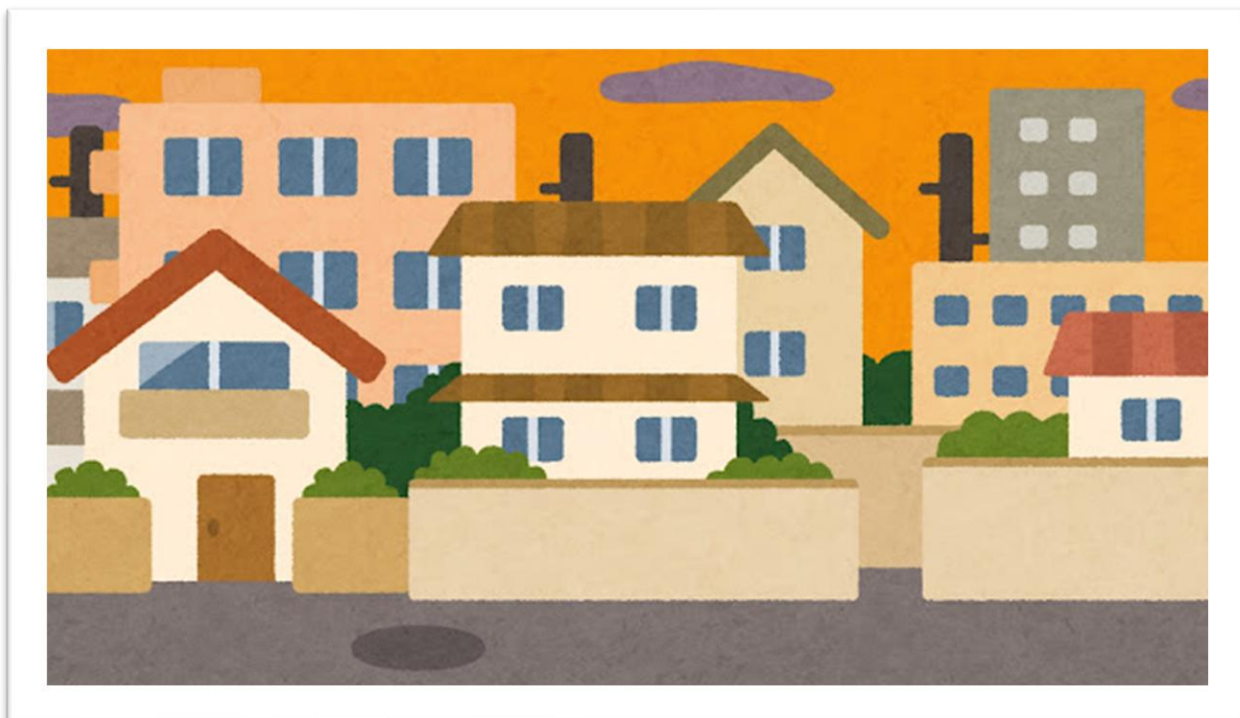
工事期間

完了報告

補助金額  
確定

補助金請求

## 現況写真



建物の外観写真



感震ブレーカー設置前の既設分電盤の写真

(様式1-5)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

誓約書

補助事業者は、大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、設置した感震ブレイカーについて、補助金額確定通知日から起算して10年を経過するまでの期間は、補助事業完了時の形態を変更することなく、適切に維持管理を行います。さらに、当該感震ブレイカーを譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、同要綱を周知し、継承させます。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合で、補助金の一部又は全部について支払いが完了しているときは、大阪市が定める期限までに返還する責を負います。

補助事業者  
住所 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
(法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地)  
氏名 大阪 太郎  
(法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名)

(注) 補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

大阪市長

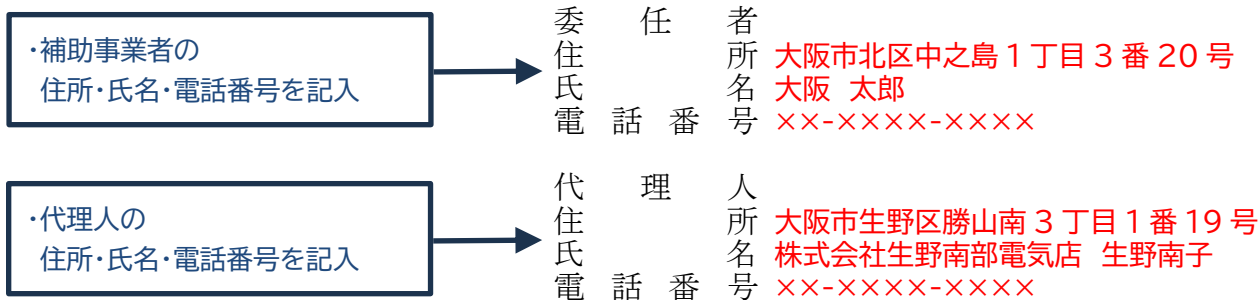
・代理人の氏名を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委任状 (代理人)

私は、都合により 株式会社生野南部電気店 生野南子 氏を代理人と定め、大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱に係る次の手続きを委任します。

- 1 補助申請書類の提出に関すること
- 2 補助申請書類の修正に関すること
- 3 通知書等の各種書類の受け取りに関すること



(様式1-4)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪 太郎 様

補助事業者の氏名を記入

承諾書

この度、貴方が大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の建物において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾します。

建物所在地  
(住居表示)

大阪市 〇〇 区 〇〇〇〇 ×××

建物所有者  
住所(法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地)

氏名 大阪 花子

(法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名)

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

交付申請

交付決定

工事期間

完了報告

補助金額  
確定

補助金請求

工事期間

☆工事内容を変更・中止・廃止する場合

<input type="checkbox"/>	事業変更・中止・廃止承認申請書	様式7
<input type="checkbox"/>	変更の内容が確認できる書類	(工事内容を変更する場合) ・変更する内容を記載した見積書等
<input type="checkbox"/>	工事前であることが確認できる書類	(工事内容を変更し、申請額を増額する場合) ・感震ブレーカー設置前の既設分電盤の写真等

☆補助金交付決定・変更承認通知以前(申請額を増額する場合)に工事契約している場合

<input type="checkbox"/>	工事着手届	様式6
<input type="checkbox"/>	工事前であることが確認できる書類	・感震ブレーカー設置前の既設分電盤の写真等

☆大阪市担当者が、現地確認を行う場合がありますのでご了承ください。☆

(様式7)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

補助事業者

住所 大阪市北区中之島1丁目3番20号

(法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地)

氏名 大阪 太郎

(法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名)

## 事業変更・中止・廃止承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け大阪市指令都整 密 第〇〇〇号にて通知のあった補助金の  
 交付決定  変更承認について、大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱第8条  
第1項の規定により、次のとおり変更・中止・廃止の承認を申請します。

1 交付決定番号

2 変更・中止・廃止内容

 補助金交付決定額の変更

既交付決定額

60,000 円

変更申請額

70,000 円

差引増△減額

増10,000 円

 その他の変更 中止・廃止

3 変更・中止・廃止理由 ○○○○○○○○○○○

・申請から承認の決定まで30日  
の日数がかかります。  
・変更承認後に工事着手して  
いただくこととなりますので  
ご注意ください。  
・大阪市が現地確認を行います  
のでご了承ください。



(様式6)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

## 工事着手届

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け大阪市指令都整 密 第〇〇〇号にて通知のあった補助金の  
交付決定 変更承認について、工事又は変更部分の工事に着手したので、大阪市感震ブ  
レーカー設置促進事業補助金交付要綱第7条第2項又は第3項の規定により、次のとおり報告し  
ます。

- 1 交付決定番号 8 - 〇〇
- 2 実施住宅所在地  
(住居表示) 大阪市 〇〇 区 〇〇〇〇 ×××
- 3 工事着手日 令和〇〇年〇〇月〇〇日



工事前であることが確認できる書類(写真等)

交付申請

交付決定

工事期間

完了報告

補助金額  
確定

補助金請求

完了報告

<input type="checkbox"/>	完了報告書	様式9
<input type="checkbox"/>	完成写真	・感震ブレーカー設置後の写真
<input type="checkbox"/>	契約書等	・契約書、注文請書等
<input type="checkbox"/>	領収書等	・領収書等

☆大阪市担当者が、現地確認を行う場合がありますのでご了承ください。☆

(様式9)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

## 完了報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け大阪市指令都整 密 第〇〇〇号にて補助金の交付決定  
変更承認を受けた補助事業について、大阪市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱第  
9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 交付決定番号 8 - 〇〇
- 2 交付決定額 60,000円



感震ブレーカー設置後の写真

交付申請

交付決定

工事期間

完了報告

補助金額  
確定

補助金請求

補助金請求

補助金請求書

請求書

請 求 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長 様

住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号

氏 名 大阪 太郎

次のとおり請求します。

金 額	¥ 60,000 円也
内 容	
大阪市感震ブレーカー設置促進事業補助金 (承認番号 8 - 〇〇 )	
.....	
.....	
.....	

※ 金額の前には必ず¥を付けてください。

債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号								指定口座	
-------	--	--	--	--	--	--	--	------	--

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称	〇〇銀行	支 店 名 称	〇〇支店
預 金 種 別	普通	口 座 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ 口座名義	材物 刃物		
	大阪 太郎		
	.....		

本市記入欄

記載事項等照合先 (契約番号等)	執行主管コード	支出命令番号
.....	.....	.....
.....	.....	.....
業務区分	<input type="checkbox"/> 歳 出	<input type="checkbox"/> 歳 入
	<input type="checkbox"/> 歳計外	<input type="checkbox"/> 基 金

## よくある質問(FAQ)

### 1. 制度・感震ブレーカーに関すること

Q1-1	感震ブレーカーは、どのくらいの揺れで作動しますか。
A1-1	本市が補助対象としている分電盤タイプの場合、震度5強相当以上の震度を感知した場合に作動し、基本的には全ての電気が遮断されます。揺れを感知してからブレーカーが落ちるまでに時間的猶予を持たせることが可能で、その時間を使って避難等を行うことができます。 また、地震による停電から電気が復旧した時にもブレーカーを遮断します。電気器具が倒れていないか等の安全を確認してからブレーカーを戻すことにより、通電火災を防ぐことができます。
Q1-2	なぜ、申請できる地区や建物の構造を限定しているのですか。
A1-2	本市では、令和12年度末までに、国が定める「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消するために、老朽住宅の解体工事費に対する補助を実施するなど各種取組を進めていますが、解消までの間、より一層の安全性を確保するために、その地区に限定して感震ブレーカーの補助制度を実施します。 また、木造や鉄骨造の建物は、鉄筋コンクリート造等と比べて、火災の場合の燃え広がりの可能性が高いため、補助対象とする構造を限定しています。
Q1-3	どのタイプの感震ブレーカーを設置すればいいですか。
A1-3	感震ブレーカーには、分電盤タイプ・コンセントタイプ・簡易タイプ、の3種類がありますが、本市の補助制度では分電盤タイプを対象としています。 この補助の対象となる感震ブレーカーは、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規定に定める構造及び機能を有するもので、既設分電盤の種類によって変わりますので電気工事店の方とご相談ください。

### 2. 補助金の申請に関すること

Q2-1	現在空き家ですが、申請はできますか。
A2-1	固定資産(家屋)評価証明書の種類欄に、居宅と明記されていれば対象になります。
Q2-2	二世帯住宅で分電盤が2つありますが、申請はできますか。
A2-2	2世帯分それぞれで申請が可能です。
Q2-3	アパートの所有者です。全ての住戸分の申請はできますか。
A2-3	住戸それぞれ分電盤があれば申請できます。
Q2-4	建物の構造が、鉄骨造と鉄筋コンクリート造のどちらも含んでいますが、申請はできますか。
A2-4	鉄筋コンクリート造は対象外ですが、鉄骨造の面積が延床面積の2分の1以上あれば対象になります。
Q2-5	施工業者が、補助金を申請することはできますか。
A2-5	施工業者は、補助申請者になることはできません。補助金を申請できるのは、建物所有者または建物居住者(建物所有者の同意が必要になります。)の方になります。

## よくある質問(FAQ)

Q2-6	補助金は誰がもらえるのですか。
A2-6	補助事業者になります。補助金は補助事業者名義の口座に振込みます。
Q2-7	申請から交付決定まで、期間はどれくらいですか。
A2-7	申請を受け付けてから 30 日以内(申請書の不備等で修正が必要となった場合、修正に要する日数は除きます)に、交付決定を行います。
Q2-8	補助金はいつ受け取れますか。
A2-8	工事を終えられ、補助事業者から施工業者へお支払いを済まされた後、領収書と必要書類を添付のうえ完了報告を大阪市に提出してください。 完了報告の内容を審査し、確認が終わりましたら、額の確定を行います。 額の確定の通知を受けられましたら、補助金の請求を行ってください。 請求を受け付けてから 30 日以内(請求書の不備等で修正が必要となった場合、修正に要する日数は除きます)に、ご指定の口座へ補助金をお振り込みいたします。
Q2-9	工事業者を紹介していただけますか。
A2-9	大阪市から工事業者を紹介することはしていません。
Q2-10	補助金交付決定後に見積金額が変わった場合は、工事は始まっていませんがどうしたらいいですか。
A2-10	まずは、変更後の見積金額を確認させていただきます。 補助金額の変更が生じる場合は、事業変更・中止・廃止承認申請書(様式4)の提出が必要になりますので、受付窓口までご相談ください。
Q2-11	遠方に住んでいますが、申請をする場合、必ず窓口に行く必要はありますか。
A2-11	遠方にお住まいの方や、受付窓口に行くことができない場合、申請などの手続きを代理人に委任することができます。 また、郵送・メール・行政オンラインシステムでの申請をご希望される場合は、申請書類の確認のため、事前に受付窓口までご相談ください。提出書類に不備がある場合は、手続きを進めることができませんので、申請の前には必ず書類のご確認をお願いします。